

武蔵野東小学校 いじめ防止基本方針

I. 武蔵野東小学校では、いじめ防止対策推進法および東京都のいじめ防止対策推進基本方針に則って、いじめの防止を推進していく。

II. それに加えて、次のような本校の方針を定める。

(1) いじめの認識

- ① 混合教育をして心を育てることに力を入れている本校であっても、いじめはいつおきてもおかしくないとして認識する。
- ② いじめられた側の気持ちから、いじめかどうかを判断しなければならないという考え方を繰り返し認識する。

(2) いじめに関する学校の方針

- ① いじめが起きない教育環境づくりを目指す。
- ② いじめを早期に発見できる教育体制をつくる。
- ③ いじめを早期に解決する対応力を強化する。

(3) いじめが起きない教育環境づくり

- ① いじめ防止に関するカリキュラム
 - ・ ところ（道徳）の授業 ・ 総合 ・ ホームルーム ・ そのほか
- ② 子どもたちとの約束
 - ・ いじめをしない。（加害者の立場）
 - ・ いじめについて見ぬふりしない。（傍観者の立場）
 - ・ いじめられたと思ったら、黙っていない。（被害者の立場）
- ③ 安心できるクラスづくり
 - ・ いじめが起きないような人間関係を作り上げる。
 - ・ 相手の立場を尊重する。
 - ・ 対立する意見がでたときにも、相手も自分も納得できる答えを導き出す習慣をつける。
 - ・ 教師の児童に対する叱責が、いじめのきっかけにならないように注意する。
 - ・ 学級経営についての研究をし、それをクラスづくりに活かす。

(4) いじめを早期に発見できる教育体制

- ① いじめ防止委員会
 - ・ 委員長は校長。主任会メンバーと養護、担任等関係職員も委員会に参加する。
 - ・ いじめを認知した職員は、すぐに学年会と校長に報告する。校長はいじめ防止委員会を開き、対応を検討し実行する。必要に応じて外部有識者と連携をとる。重篤な場合は全職員が参加して情報を共有する。
 - ・ 校長と教頭は日報を読んで、いじめの発生を予見したときは、すぐに担任等関係職員へ連絡し、いじめの発生がないかどうかの報告を受けるようにする。
 - ・ 年度末、4月～3月までのいじめの発生件数や具体的な内容を確認する。
- ② 児童へのアンケート・個人面談
- ③ 保護者との個人面談
 - ・ 聞き取りだけではなく、早期発見には、教師の観察眼や判断も重要となる。

(5) いじめを早期に解決する対応力の強化

- ① 学年や学校全体で、解決に向けての対応をする。
- ② 早期解決事案があれば、それを参考に対応をする。
- ③ 双方の保護者と、連携・協調して対応する。

(6) いじめに関する研究・研修を充実させる。

(2021年4月1日改定)